

令和6年7月12日

入札参加有資格者のみなさまへ

大 阪 市

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の一部改正について

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領について、次のとおり改正します。

記

監理技術者等の途中交代について、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」において、働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代できることとされた趣旨に鑑み、改正を行います。

詳細は、「[監理技術者等の配置に関する事務取扱要領](#)」をご確認ください。

【施行時期】

令和6年9月1日以降に発注する案件から適用